

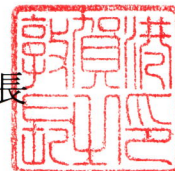


敦賀港長公示 第1号

港則法第39条第1項の規定により、敦賀港において次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同法第39条第2項の規定により公示する。

令和3年5月19日

敦賀港長



敦賀港第一区、松原海岸前面における航泊 の禁止について

敦賀市松島町所在気比の松原沿岸部において、東京2020オリンピック聖火リレーが実施されるため、下記により船舶の航泊を禁止します。

ただし、敦賀港長が許可した船舶を除く。

記

1. 期間 令和3年5月29日(土) 15:00から16:10まで
2. 区域 次のイ点とロ点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面
(別図 航泊禁止区域図参照)
イ点 花城地区井の口川右岸導流堤北東端
(北緯35度39分32.4秒 東経136度02分40.6秒)
ロ点 松原地区松原第4突堤北西端
(北緯35度39分26.6秒 東経136度03分18.8秒)
3. 備考 航泊禁止区域付近海域に巡視艇3隻、水上警察艇1隻、税関艇1隻を
配備している。

別図 航泊禁止区域図

